

法制史学会会員の皆様

東京高等裁判所
知的財産高等裁判所

史料又は参考資料となる記録の保存について（お知らせとお願い）

1 民事事件記録の特別保存

民事訴訟事件等の記録は、事件が完結してから一定期間裁判所で保存され、この期間が満了すると廃棄されます。

しかし、史料又は参考資料として特に重要で、国民の共有財産とすべきものについては、事件記録等保存規程により、特別保存に付して裁判所で保存した上、将来は国立公文書館に移管するなどして永久に保存されるものと定められています。

2 特別保存に付すべき事件の例

- (1) 重要な憲法判断が示された事件
- (2) 法令の解釈運用上特に参考となる判断が示された事件
- (3) 訴訟運営上特に参考となる審理方法により処理された事件
- (4) 世相を反映した事件で史料的価値の高い事件
- (5) 全国的に社会の耳目を集めた又は当該地方において特殊な意義を有する事件
- (6) 調査研究の重要な参考資料になる事件

3 新たな運用要領の策定

この度、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所では、民事事件記録の特別保存に関し、新たな運用要領を策定しました。

新たな運用要領においては、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所が第一審裁判所として審理する事件のうち、最高裁判所民事判例集や同裁判集民事に登載された事件、終局が広く報道されていた事件等を特別保存に付するほか、外部から要望をいただき、これを受けて、特別保存に付するかどうかを検討することとしました。

4 法制史学会会員の皆様へのお願い

民事事件記録等の中には、学術研究者としての視点から、史料又は参考資料として特に価値を有すると考えられるものもあろうと思います。

そこで、法制史学会会員の皆様からも、上記のような視点から価値があると考えられるものがあれば、特別保存の要望を提出していただくようお願いします。また、要望を提出する際には、特別保存に付すべき理由を具体的かつ分かりやすく記載してください。

特別保存の仕組みや要望提出の具体的な方法などについては、東京高等裁判所及び知的財産高等裁判所の各ウェブサイト（下記のとおり）に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

東京高等裁判所

；<https://www.courts.go.jp/tokyo-h/about/tokubetsuhozon/index.html>

知的財産高等裁判所

；https://www.ip.courts.go.jp/info/vcmsFolder_1463/vcms_1463.html

なお、他の裁判所が第一審となっている記録の特別保存につきましては、当該裁判所にお問い合わせください。